

享月 二月 真月

第3種郵便物認可

「終活」指南 高座から

行政書士 生島さん、遺言・相続 笑い交え

創作落語を通じて遺言や相続の知識を広めようとする行政書士の女性がいる。自らの死に備え、自分の考え方を家族に伝える「エンディングノート」の普及にも力を入れ、言葉を通じて人生に向き合っていきたいと生き生きと生きる。不妊治療の経験が活動を後押ししている。

大阪市住之江区で行政書士事務所を開く生島清美さん(51)は8年前、それまでの仕事をやめ、不妊治療に専念した。

自由な時間ができ、着物を着付けて教室に通った。1年余りたち、着物姿をいかそと、大阪市北区の寄席「落語家」の落語家入門講座の門をたたいた。「あだ名の生活では聞き役なんですが、台本通り思い切って演じると笑いがとれた。落語のマジックを感じた」。1年半、毎月2回通った。

同時に行政書士の勉強も始めた。夫がイト関連会社を立ち上げ、会社登記などの業務で行政書士の資格が役立つと知ったからだった。



不妊治療経験 力に



希望のほか、伝えたい思いや遺産について書くものだ。講演でも「エンディングノート」を勧めている。生島さんは不妊治療で、体外受精した受精卵をモニターパン面で見た。ほんの小さな受精卵が細胞分裂を繰り返し、人間になつていいく。「人間が生まれるって奇跡。だから大事に生きないと。子どもはあきらめたけど、自分が生まれてきたことだけでも幸せだと気づいた」。その思いが、エンディングノート作りを勧める原点となっている。ノート作りを通して、残りの人について考へ、よりよく生き生きと願う。

現在、行政書士として相続や遺言の仕事を請け負っていない。「お金があることで、相続をめぐつて一緒に生まれたきょうだいが仲たがいする。どうしてもめぐらんたれと懲しきるので、向いてないんです」

生島さんの創作落語と講演会は27日午後2時から、大阪市旭区生江3丁目の市民交流センターあさひ西(06-6925-5621)である。無料。申し込みは同センター。

(五十嵐道子郎)

落語を通して、遺言書の大切さやエンディングノートの活用を訴える行政書士の生島清美さん

5年前、落語家講座を修了し、行政書士にも合格。子どもの授からないまま不妊治療を終えた。行政書士事務所を開いたが、新米には仕事はない。そんなと